



原発賠償京都訴訟原告団 京都地裁・大阪高裁を経て 最高裁上告へ

原発賠償京都訴訟原告団
原告団共同代表 堀江みゆき

2025. 9. 21

原発賠償京都訴訟の目的と展望

- ①東京電力と国の加害責任を明らかにすること
- ②避難の権利を認めさせること
- ③東京電力と国に賠償させること
- ④恒久対策を国と東京電力に実施させること
(放射能健診・医療保障・住宅提供・雇用対策など)

原発賠償京都訴訟について

- 2013年9月 国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴
- 2018年3月 京都地裁判決（国の責任を認める勝訴判決）
- 2024年12月 大阪高裁判決
（一審判決取り消し、国の責任を否定）
- 2025年6月 最高裁上告（上告理由書等を提出）
- 2025年8月 最高裁第一小法廷係属が決定

京都地裁(浅見判決)と大阪高裁(牧判決)の比較

	京都地裁 (浅見判決)	大阪高裁 (牧判決)
津波の予見可能性	予見できた	予見できた
津波の結果回避 可能性	津波対策をとっていれば事故 は回避できた	長期評価により予見し得た津 波対策をしたとしても、防ぐことは できなかった可能性が高い
国の損害賠償責任	○	×
自主的避難等対象 区域からの避難	2012年4月1日までに 避難を開始されたもの	2011年12月31日までに 避難を開始されたもの

賠償される期間はどちらも2年間に限定。認める区域外の基準も同じ。

上告へ(2025年1月4日)

上告した原告数⇒39世帯94名

そのうち17世帯36名が東電にも上告

6月に上告理由書等を提出

8月に第一小法廷への係属が決定

上告に向けての取り組み

- ① 最高裁要請行動（10月2日に実施予定）
- ② 最高裁あての署名の取り組み
（3月から開始し継続中）
- ③ 6・17最高裁共同行動への参加

上告に向けての取り組み②

④映画「決断」の上映会

- 9月27日(土)京都大学吉田寮食堂
1回目 14:30~、2回目 18:30~
※16時30分からは原告のトークあり

- 10月16日(木)パタゴニア京都(「コープ自然派きょうと」主催)
13:00~16:00
※森松明希子さんと水戸晶子さんがトークセッションに参加
申込は10月10日17時まで



引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます